

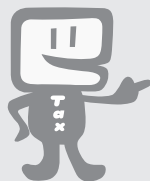
消費税  
インボイス  
制度登録を予定されている事業者の方へ  
**登録申請はお早めに!**※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

**e-Tax**

をご利用ください!!

「e-Taxソフト(WEB版)」を  
ご利用いただくと、質問に回答  
していくことで申請が可能です。e-Taxで申請した場合、電子データ  
で登録通知の受領が可能です。個人事業者の方はスマートフォン  
からでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

**説明会を開催中**税務署での説明会や  
オンラインでの  
説明会をご案内しております。

説明会ページへ

制度について詳しくお知りになりたい方は、  
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の  
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンター  
などをご案内しております